

令和4年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和4年3月24日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第4号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第5号 高浜市消防団条例の一部改正について
議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について
議案第7号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について
議案第8号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
議案第10号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
議案第11号 高浜市手話言語条例の制定について
議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について
議案第19号 令和4年度高浜市一般会計予算
議案第20号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
議案第21号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計予算
議案第22号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
議案第23号 令和4年度高浜市介護保険特別会計予算
議案第24号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和4年度高浜市水道事業会計予算
議案第26号 令和4年度高浜市下水道事業会計予算
- 日程第2 決議案第1号 ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議
- 日程第3 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 荒川 義孝

2番 神谷 直子

3番 杉浦康憲
5番 岡田公作
7番 長谷川広昌
9番 柳沢英希
11番 北川広人
13番 今原ゆかり
15番 内藤とし子

4番 杉浦浩一
6番 柴田耕一
8番 黒川美克
10番 杉浦辰夫
12番 鈴木勝彦
14番 小嶋克文
16番 倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	深谷直弘
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
秘書人事グループリーダー	神谷義直
総 務 部 長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	板倉宏幸
行政グループ主幹	久世直子
市 民 部 長	磯村和志
税務グループリーダー	平川亮二
福 祉 部 長	加藤一志
介護障がいグループリーダー	野口恒夫
こども未来部長	木村忠好
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	杉浦義人
上下水道グループリーダー	石川良彦

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹内正夫
副 主 幹	神谷直子
主 査	杉浦幸宏

議事の経過

○議長（柳沢英希） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（柳沢英希） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、3月16日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

10番、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る3月16日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、議員提案いたします決議案第1号 ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議の取扱いについて、検討した結果、本日、日程に追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいま議会運営委員長の報告がございました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、決議案第1号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（柳沢英希） 日程第1 常任委員会及び特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、神谷直子議員。

2番、神谷直子議員。

〔総務建設委員長 神谷直子 登壇〕

○総務建設委員長（神谷直子） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和4年3月15日火曜日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました一般議案5件について審査をいたしましたので、その経過と概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑ございませんでした。

議案第4号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員より、ただし書以降の特例を廃止とあるが、この補償年金、障害補償年金、遺族補償を受ける権利は、次の議案5号にある消防団員等の公務災害等補償責任共済契約に今後は含まれるという解釈でいいのか確認したいとの問いに、当局より、今回の改正は、補償年金を担保に、国の公的機関から借り入れる制度が、年金法等の改正に伴い、事業が廃止されたことに伴う改正であり、現に受けている方、施行4月1日以前に申し込まれた方は、経過措置として従前の例によるという改定ですとの答弁がございました。

同委員より、新しく、例えば消防団員になられる方は、保障がなくなるという解釈かという質問に対し、公務災害の補償はあり、その補償を担保に借り入れる制度が廃止されたことに伴う本条例の改正になるとの答弁でした。

議案第5号 高浜市消防団条例の一部改正について、委員より、基本団員及び機能別団員との違いはどういった区別か。それと、市長が定める特定の消防事務とはどういうことかとの問いと、また、消防団員等公務災害補償責任共済契約には機能別団員を加えるが、消防団員退職報償金支給責任共済契約に加えないのはなぜか。出勤補償は機能別団員にも適用されるかとの問いに、機能別団員と基本団員との違いは、従前の消防団員が基本団員であり、機能別は活動を限定した、今の基本団員の活動全てではなく、限定したものを担う機能別団員となる。市長が定める消防事務は、一般的な訓練、行事等です。公務災害等は全ての団員が対象となり、退職金は機能別団員を外しています。近隣市との均衡、活動の範囲が限定されるということで、今回、退職金の対象外としている。機能別団員は、出勤報酬は同等の支払いとなるとの答弁。

同委員より、限定事務は消防団員122人のうち8人だが、非常時のときには事務的な区別ができるのかとの問いに、消防団活動は団長の命によって団員が活動するが、機能別団員の活動の中は、大規模災害時の後方支援、避難所等の支援等も入るので、団でしっかりと活動内容を分けて活動していくとの答弁。

他の委員より、機能別団員に、大きく分けて大規模災害団員と広報活動団員があるが、この資格に何か差があるのかと、機能別団員は各分団に属するのか、どういった所属になるのかと、近隣市の導入についてはとの問いに、基本団員と機能別団員には資格の違いはなく、8名の機能別団員は本団づけです。近隣市の状況は、既にこの制度を設けているのが安城市、碧南市、知立市との答弁。

他の委員より、8人は本団づけだが、114名の各団の団員の団員数はとの問いに、本市の消防団、4分団あり、各分団ごとに基本団員28名となっているとの答弁。

同委員より、その機能別団員が後方支援なのか、各団が後方支援なのか、そのこの区別をつけて活動するのか、団長以下指示に従って、現場において指示がなされるだろうか、区別されるのかとの問いに、基本団員と機能別で、従前の消防団員が基本団員で、機能別は一部活動を制限することから、現在、火事の災害の最前線での活動ではなく、後方支援に限定した活動に機能別の団員を考えており、活動を団員ごとに仕分ける予定との答弁。

同委員より、日にちをまたぐようなときはどういう対応をされるのかとの問いに、大規模の災害時、長期になる可能性があり、報酬は1日当たりと考えており、24時を超えれば2日目となり、別の出勤報酬と考えている。長期戦はマンパワーをいかに有効にするかということで、団で休憩を取りながら交代制で活動していくと思われるとの答弁がありました。

議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について、議案第7号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について、質疑はございませんでした。

採決結果は、議案第3号、挙手全員により原案可決。議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号もともに、挙手全員により原案可決でございました。

以上が総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果でございます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御覧ください。

以上をもちまして、総務建設委員会の御報告を終了させていただきます。

〔総務建設委員長 神谷直子 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、長谷川広昌議員。
7番、長谷川広昌議員。

〔福祉文教委員長 長谷川広昌 登壇〕

○福祉文教委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案5件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第8号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、委員より、対象となる職員数と改正内容をどのように周知していくのかという問いに、対象職員は本年1月末現在で約150名、改正内容については所管グループを通じて周知していくとの答弁。同委員より、改正による職務環境の整備はどうしていくのかという問いに、近隣市の取組状況なども把握しながら検討していくとの答弁がありました。

議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、委員より、関係法令にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律とあるがどうということかという問いに、今回の個人情報保護条例の改正の根拠となるものとの答弁。

他の委員より、今後は各自治体ごとに個人情報保護について調査研究していくのかという問いに、国がガイドラインを令和4年の春に示すので、それを待って改正に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

議案第10号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について、質疑ありませんでした。

議案第11号 高浜市手話言語条例の制定について、委員より、市内に聴覚障がい者の方は何名いるのかという問いに、126名という答弁がありました。

議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について、委員より、図書館機能が本館とサービスポイントの3か所になるということで、職員は何名を予定しているのか。また、司書の配置計画はという問いに、職員数や司書については、指定管理者の募集をしていく中で定めていくとの答弁。

同委員より、図書館利用者のいきいき広場の駐車代についてはという問いに、無料の券をお渡しするとの答弁。

他の委員より、陶芸創作室が図書館に転用されるが、今後の陶芸創作機能についてはどのように考えているのかという問いに、焼き物づくりの体験機会が全くなくなるということではなく、例えば公園やスタジオなどを使い、粘土や焼き物づくりに親しむ機会を設けていくとの答弁。

他の委員より、陶芸創作室をなくして図書を入れると何冊くらいになるのかという問いに、さきの機能移転調査で目安は示しましたが、今後レイアウトや本の並べ方なども検討していくので、今何冊ということは申し上げられないとの答弁。

他の委員より、現在の図書館は、廃止後、行政財産になるのか普通財産になるのかという問いに、収蔵庫を置くことから行政財産になるとの答弁。

同委員より、図書館の駐車場の契約はどうしていくのかという問いに、地主の方と協議していくとの答弁。

同委員より、いきいき広場の駐車場の台数は大丈夫かという問いに、今年度については3回ほど満車のときがあったが、近くに臨時駐車場を設けているので対応可能との答弁。

同委員より、地方自治法第222条に抵触はしないのかという問いに、計画を議案説明書につけさせていただいているとともに、備品購入費や移転費用については補正予算で対応するとの答弁がありました。

なお、本委員会において議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について自由討議を実施いたしました。

採決の結果を申し上げます。

議案第8号は、挙手全員により原案可決。第9号は、挙手多数により原案可決。議案第10号は、挙手全員により原案可決。議案第11号は、挙手全員により原案可決。議案第12号は、挙手多数により原案可決。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過と概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、次に、予算特別委員長、柴田耕一議員。

6番、柴田耕一議員。

〔予算特別委員長 柴田耕一 登壇〕

○予算特別委員長（柴田耕一） 改めまして、おはようございます。

議長より御指名をいただきましたので、予算特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月8日開催の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案第19号から議案第26号までの8議案であります。委員会は、3月10日の1日のみ開催し、正副委員長の選出を行い、委員長には、私柴田耕一、副委員長には神谷直子委員が選出されました。

付託されました議案8件について、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、審査を行いましたので、審査経過の概要と結果について報告をさせていただきます。

審査方法においては、一般会計予算においては歳入、歳出とも款ごとに行い、特別会計及び企業会計については歳入、歳出一括にて審査を行いました。

まず、議案第19号 令和4年度高浜市一般会計予算の歳入についての経過を報告いたします。

1款市税では、今年度予算編成のスローガンを「未来を見据えたスタート予算」となっているがこの内容についての問いに、今年度の予算編成は、ゼロベースでの事業見直し、経常経費の見直し、重点取組事業への財源配分、この3つの基本的な考え方を挙げ、ゼロベースでの事業見直しでは、これまでの固定概念をなくし、前例踏襲をせず、各事業を自分事と捉え、未来を見据え、真に必要なものは何かを再認識し、経常的な歳出の見直しを行い、経常経費の見直しでは、経常的な歳出予算見直しはもちろんのこと、限られた経営資源の中、効果的、効率的な取組が実施できるよう、国県支出金をはじめとする特定財源の確保、新たな歳入確保策についての検討を行い、重点取組事業への財源配分では、サマーレビューの実施等を踏まえ、第6次高浜市総合計画で、本市が目指す将来都市像の実現に貢献する事業を重点取組事業として優先的に配分したとの答弁。

前年度より4億円余り増えているがとの問いに、コロナ禍においても企業の業績回復見込みと

給与所得者の落ち込み等がなかったことから、個人市民税の特別徴収で2億3,000万円ほど、法人市民税で、現年課税分で1億8,000万円の増額との答弁。

滞納繰越分の徴収率が昨年と今年で違うが計算方法はとの問いに、滞納整理の進み具合で徴収率は大きく上下する。決算での徴収金額を見て、成果、評価をしていただきたいとの答弁。

都市計画税の税率減はとの問いに、都市計画事業に充てる目的税であり、現時点で引き下げる考えはないとの答弁。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金、12款分担金及び負担金について、質疑はありませんでした。

13款使用料及び手数料では、美術館使用料83万9,000円の内訳はとの問いに、ミュージアムショップ、レストランの目的外使用料との答弁。

14款国庫支出金、15款県支出金、16款財産収入、17款寄附金、18款繰入金、19款繰越金、20款諸収入、21款市債について、質疑はありませんでした。

次に、歳出についての審査経過の概要を報告します。

1款議会費、質疑はありませんでした。

2款総務費では、訴訟等業務委託料360万5,000円、顧問弁護士委託料100万円の内容はとの問いに、5件の訴訟継続見込み分と月1回の顧問相談等に係る費用との答弁。

地域内分権推進事業交付金の内訳はとの問いに、南部まちづくり協議会は12事業分416万9,000円、吉浜まちづくり協議会は9事業分464万5,000円、翼まちづくり協議会は6事業分146万6,000円、高取まちづくり協議会は7事業分141万8,000円、高浜まちづくり協議会は3事業分101万8,000円、各まちづくり協議会受託事業分との答弁。

個人情報保護制度整備対応業務委託料の内訳及び理由はとの問いに、委託内容は、個人情報保護制度の現状把握と制度の理解として、弁護士による解説、職員研修、例規整備、情報提供、制度運用、新条例作成、手引書作成等である。委託理由は、国から春頃ガイドラインが示されるが、条例等年度内制定を目指すため、運用面、職員のスキルアップ等を含め専門家による業務の支援を得ていきたいとの答弁。防災マップ作成業務委託料の内訳は、愛知県が令和3年6月に新たな被害想定に基づく高潮浸水想定区域を公表したことに伴い、新たに高潮ハザードマップを作成し全戸配布する予定との答弁。

地域日本語教育推進業務委託料の内訳と日本語教室の実績はとの問いに、令和3年度の参加者実績から実施時間数を年間72時間から144時間に倍増、日本語指導員を1名から2名に増員し、事業実態の充実を図りたい。実績としては、令和4年1月末延べ人数で420名との答弁。

多文化共生コミュニティセンター運營業務委託料の増額理由と利用実績はとの問いに、昨年は

7月オープンの9か月間契約でしたが、今年度は1年契約となる。また、センターが認知されるほどに利用者が増え、かつ相談内容も出産、子育て、医療、教育、雇用等、多岐に及んでいることから、補助員を平日及び土曜日それぞれ1名ずつ増員するため、利用実績は延べ人数で2,218名との答弁。

行政問題解決研修委託料の増額理由はとの問いに、経験年数により、求められる能力や姿勢などに柔軟に対応するために、入庁後5年未満、7年未満、10年未満といった経験年数に応じた階層別研修を実施し、職員の成長支援、研修内容の充実等を図るためとの答弁。

防犯カメラ設置工事費で、今年度の設置台数及び市内の設置台数はとの問いに、令和4年度は5台を設置予定、令和3年度末の設置台数は37台との答弁。

軽自動車ワンストップサービス導入に伴うシステム対応業務委託料と共通納税システム科目拡大及び納付書QRコード表示対応業務委託料の内容はとの問いに、令和3年度税制改正で、軽自動車税関係手続のオンライン化が明記され、令和5年1月から本格稼働される、軽自動車検査協会での手続情報を電子的データで受け取るシステム整備の改修に向けての業務委託、共通納税システム関係も令和3年度、令和4年度税制改正において、固定資産税や軽自動車税を電子的に納付できるQRコード印字読み取りシステム整備で、令和5年度開始に向けて、市の基幹システム側対応業務委託との答弁。

高浜市公共施設総合管理計画の見直し経緯はとの問いに、平成29年に微小な見直しを公表しており、今回で2回目の見直しとなるが、上位計画である高浜市総合計画の策定期間に合わせ見直しをすることとしており、コロナの影響で総合計画策定期間が1年遅れたことで、公共施設管理計画の見直しも個別施設計画等を反映しつつ今年度見直すとの答弁。

見直しを進める中で課題等はとの問いに、公共施設総合管理個別支援計画を反映するに当たり、小・中学校、幼稚園の個別施設計画における目標耐用年数が80年になったことにより、高浜小学校区以外は複合化が先送りとなり、複合化予定であった施設の保全が必要となるが、保全時期、オンライン化、人口減少、地域活動や文化活動の在り方等、今後の社会情勢の変化を踏まえた対応が必要となってくる。施設を全て複合化するのか、複合化せず使い続けるのか、また状況の変化により廃止する予定施設を残すとか、残す予定の施設を廃止するなど、柔軟な対応も求められるとの答弁。

3款民生費では、障害福祉サービス等給付金、障害児給付費のサービス内容と増額理由はとの問いに、障がい者数の増加に伴い、居宅介護、就労継続A・B型のサービス利用者が増加。

障害児給付費は、新1年生の放課後等デイサービスの利用が昨年より13名増加したこと及び、昨年度、報酬改定によりケアニーズの高い障がい児に対し加算が創設されたこと等による要因のものとの答弁。

民間保育所運営委託料減額理由と、みどり学園の移転に伴う利便性はとの問いに、委託料につ

いては、法定価格に児童数を掛けたものが基本的な運営委託料となっており、令和3年度の実績を踏まえた予算額、みどり学園移転に関しては、療育施設という目的は変わるものではなく、市内全域の親子が対象であり、この場所は市内の中心地に位置することから通園の利便性は高まり、対象年齢も重なるいちごプラザが隣接することから利用しやすくなると考えるとの答弁。

権利擁護支援センター運営委託料の業務内容はとの問いに、大きく分けて6つの業務があり、法律職による専門相談実施、関係機関と専門職とのコーディネートや各種会議への参加、関係機関とのネットワークの構築、成年後見制度の利用に関する相談等の支援、権利擁護に係る人材育成、権利擁護に係る広報・啓発、こういった事業を行っているとの答弁。

総合保育システム導入による効果はとの問いに、保護者や保育士の負担軽減の利便性の向上が期待できることから、今後の効果等の判断をしたいとの答弁。

4款衛生費では、産後ケアサービス事業の実績はとの問いに、延べ7日間の利用との答弁。

地域医療振興事業の使用料及び借地料で、借地料412万1,000円はとの問いに、現高浜豊田病院の駐車場部分との答弁。

利子補給補助金815万円の利子はとの問いに、年間2億円の残り5年分の10億円で、利率は0.815%との答弁。

5款労働費、質疑はありませんでした。

6款農林水産費では、農福連携推進活動委員謝礼があるが、委員の活動内容はとの問いに、農業関係者と福祉事業所との連携をして、障がいのある方が農作業体験を通じ農業に興味を持ってもらい、農業分野に就労できることを目標との答弁。

明治用水パイプライン協議会負担金が倍になった理由との問いに、昨年市内で発生したパイプラインの漏水箇所の負担金との答弁。

7款商工費では、後期高齢者の買い物支援事業、タクシー料金助成補助金、目的と配布人数はとの問いに、後期高齢者の方へ、窓口にご自分で申請に来ていただける方を対象としており、外出機会を増やし、市内の店舗で買物や飲食等を楽しんでいただくことで、市内商店の消費喚起を期待している。後期高齢者の60%、3,200人を見込んでいるとの答弁。

8款土木費では、路面下の空洞調査はどのような調査かとの問いに、地中の空洞部分をレーダーを搭載した探査車を使い調査するもので、空洞の可能性があると判断された場合は、2次調査、スコープ調査を実施し、空洞の有無、規模の状況を確認との答弁。

排水ポンプ場整備工事、公園等整備工事、道路設計業務委託料等の場所はとの問いに、塩田排水路の電気制御盤改修工事、後世山公園の東屋とかまどベンチ整備、道路設計は市道奥荒井線の予備設計との答弁。

9款消防費では、分担金の増額理由との問いに、消防団への委託が出勤報酬として個人支給に変わるとの答弁。

10款教育費では、かわら美術館の指定管理料の内容との問いに、展覧会の開催、貸室の運営、みんなで美術館実現のための教育普及活動、施設維持管理経費などとの答弁。

廃棄物撤去処分業務委託料の内容はとの問いに、陶芸創作室を図書館に転用するに当たり、陶芸創作室にある窯など、今後使わないものを廃棄するとの答弁。

スポーツ施設改修工事費の内訳はとの問いに、体育センター跡地部分の駐車場として、アスファルト舗装、照明灯、防護策等を整備するとの答弁。

吉浜幼稚園長寿命化改修工事実施設計業務委託料の内訳との問いに、築49年を経過していることから、屋根、外壁、内部等、経年劣化部分を更新し長寿命化していくということとともに、機能向上が必要な部分の実施、利便性や衛生面での向上、現場の職員の意見を聞きながら実施設計に反映し、工事实施後30年ほど利用していくとの答弁。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費については、質疑はありませんでした。

議案第20号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、国民健康保険税に未就学児の均等割が反映されているかとの問いに、未就学児均等割の保険税繰入金として249万2,000円、178人分見込んでいるとの答弁。

議案第21号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計予算について、質疑はありませんでした。

議案第22号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、質疑はありませんでした。

議案第23号 令和4年度高浜市介護保険特別会計予算について、第8期の介護保険事業計画の2年目に当たり、これまでの進捗状況との問いに、近隣市で介護医療院が新設され市内の方が入所されたため、施設サービス費が計画値より伸びている状況。

新型コロナウイルスの影響で、入院、入所者等の家族が自宅へ引き取ることで、訪問介護や訪問入浴といった訪問系のサービス利用者が増加しているとの答弁。

議案第24号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑はありませんでした。

議案第25号 令和4年度高浜市水道事業会計予算について、基本使用水量と有収率との問いに、基本使用水量は1万6,100立方メートル、有収率は94%との答弁。

議案第26号 令和4年度高浜市下水道事業会計予算については、質疑はありませんでした。

以上が、審査結果の一部であります。概要報告といたします。

次に、予算特別委員会に付託された議案の採決結果を申し上げます。

議案第19号、議案第20号、挙手多数により原案可決。

議案第21号、議案第22号、挙手全員により原案可決。

議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、挙手多数により原案可決。

以上が、当委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

〔予算特別委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論をいたします。

議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について。

本案は、デジタル社会の実現をするために関係法令等を一本でまとめましょうということで、個人情報保護制度の見直し、マイナンバー法の改正、郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法などが改正の対象となっています。このうち、個人情報が今回対象ということですが、

その内容のガイドラインについて、国は令和4年の春に示すということになっており、それを待って改正に取り組んでいくというものです。ガイドラインも出ていない、さらに7種類もの内容を一本にしていくというものですが、国民はマイナンバーカードによって監視され、国民の個人情報を大企業などのもうけの種にされかねません。

政府は、全国民取得を目標に、過去莫大な血税を湯水のように投入。普及率は、ようやく国で4割、高浜市では37%。市民はどうしても必要と思っていないのです。

ポイントなど、様々な方策でつって発行枚数を増やそうとしています。

この宣伝では、今にも保険証の代わりができるようなことを言っていますが、開業医の方に聞いても、そんなことを言ってもらっては迷惑ですと言われました。

そもそも個人情報の収集、利用の原則は、利用目的の特定、事前の本人同意、利用目的の範囲内の収集・利用です。政府の個人情報保護制度は、規制緩和により、この点が骨抜きになっています。

民間事業者を対象に、本人同意を得ずに、販売も含んだ外部提供できる匿名加工情報制度を創設。国の行政機関、国立大学、国立研究機関等の独立行政法人等を対象にした非識別加工情報制度を創設。匿名非識別加工によって、本人の同意なしに第三者提供、目的外利用を可能にしてい

る点が大きな個人情報保護制度上問題である点を指摘します。

今年の4月までに、民間、行政機関、独立行政法人、3つの個人情報保護法を統合する部分、次に自治体の関係する部分は、23年5月までに個人情報保護委員会から示されるガイドラインに基づき条例を制定するようになります。

行政のデジタル化を全否定するわけではありませんが、このままではプライバシー侵害の拡大、住民サービスの後退、さらなるマイナンバーカードによる情報集積、官民癒着の拡大などが懸念され、その入り口になる議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正には反対をいたします。

議案第12号 高浜市やきもの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について。

本条例は、かわら美術館と図書館を統合するために、かわら美術館の設置及び管理に関する条例を全部改正するものです。

この条例案に対して、共産党は5つの点で反対いたします。

1つ、図書館は公共施設在り方懇談会で出された頃は、堤防外に建っているため津波や高潮にこたえられないという話であったのが、最近では老朽化が問題になっています。一体どちらが本当の理由であるのか。

老朽化が問題であるならば、その中に本を収蔵庫として保存しておいては、ますます本が傷むのではありませんか。本に巣くう虫もいると聞きます。また、堤防外であるなら、現図書館は20万冊が入っている館であります。この館が、収蔵庫として使用していくとしても、もし万一、水につかってしまったらどうするのか。

根本的には、どこか大丈夫なところに場所を変えることが必要になってくるのではないのでしょうか。日本共産党は、高浜分院の一部を使って活用することを提案しています。

担当の説明では、今後統合しても、何冊かわら美術館に入れるのか分からないとの話でありましたが、さきの説明では1万7,000冊余りという話でありました。どちらにしても、図書館とは言えない冊数であります。

高浜市でいえば、20万冊でも不足していると思うのに、せっかくある本を鍵をかけてしまっておくのはもったいないと考えます。

また、これまでどれだけの人の意見を聞いてきたのでしょうか。市民の声を聞く努力が行われていません。児童・生徒、学生さん、また年配の人など、コロナといっても、あらゆる手を尽くして市民の意見を聞いてきたのか不十分です。フォーラムを開いても、限られた人しか参加できません。

3つ目、図書館の管理運営の基本には、図書館協会が1954年に定めた図書館の自由に関する宣言があります。資料の収集・提供などを確実に実施するためには必要なことです。

さらに、図書館は、地方教育行政法30条に基づく教育機関です。教育機関は、教育委員会の管

理の下、自らの意思をもって継続的に事業運営を行う機関です。司書職制度は、それを支えるために重要な意義を持っていますし、管理運営の方法です。

もともと指定管理者制度は図書館になじまないもので、これは過去に文科省や総務省も、図書館は指定管理者制度になじまないと認める発言をしています。管理運営を民間企業に丸投げする指定管理者制度は、政府も認めているように図書館には適しません。

担当が、いろんな面で、指定管理者が決める、指定管理者と話し合っただけで検討していくと発言しています。市の方針が決まらないのでは、委託管理料次第では、どのようになるのか分かりません。

4つ目、図書館は皆さんの知りたい、調べたいを保障することが役割です。

生活、なりわい、学業のためには資料、情報が欠かせません。図書館は生存権の文化的側面である学習権を保障する機関で、機能を果たすために欠かせないことは、その管理運営の仕組みです。

そうした仕事を具体的に担うのは、専門職である司書です。

司書には、資料・情報を適切に選択できるよう、利用者に協力・支援するなどの役割があります。この点、司書の人数や統合してからの内容がはっきりしないのでは賛成することはできません。

さらに、地方公共団体の長は、条例、その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないと地方自治法222条にあります。自由討議も行われましたが、この点、明確な説明が得られませんでした。

理由を述べて反対討論といたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

本議案の関係法令、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の目的は大きく分けて3つあり、1つ目として、情報が全世界に受発信される現在のデジタル社会に即し、世界でも通用する個人情報保護制度に見直すこと。2つ目、民間、国、地方など、個人情報の取扱い主体ごとに設定された個人情報保護に関するルールの一歩化。3つ目、不正アクセスや情報漏えいを防ぐため、個人情報保護の管理を国の個人情報保護委員会に一元化することとなっています。

インターネットの普及を皮切りに、パソコンやスマートフォン、SNSの普及により、個人単

位でも世界に情報の受発信が可能となった現在、個人情報保護のルールも世界基準に準じたものとしなければなりません。

また、個人情報に関するルールの一本化は、実施主体に官民が混在する医療、教育、防災、子供等の公共分野の情報連携が進み、より高度かつ利便性の高い住民サービスの提供が可能となります。

さらに、個人情報保護の管理の一元化は、問題の早期発見、対策の早期実施が可能となり、セキュリティが向上いたします。

以上のように、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律は、デジタル社会への移行に必要な法整備であり、これに基づき個人情報保護の条例の一部が改正されると考えますので、本条例に賛成いたします。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（柳沢英希） 暫時休憩いたします。再開は11時5分とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

午前10時57分休憩

午前11時5分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、鈴木勝彦議員。

〔12番 鈴木勝彦 登壇〕

○12番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第11号高浜市手話言語条例の制定についての賛成討論をさせていただきます。

言語には、音声言語と手話言語があることが国際的な条約、障害者権利条約で認められ、日本では、障害者基本法で言語、手話を含むと明記されました。そして、今、手話言語は、音声言語と対等な言語であることの理解と普及が必要となっています。手話言語を通して、聾者の人権を尊重することが大切です。社会的障害、バリアを取り除くのは社会の責務であるという社会モデルを全ての人が理解をし、行動を変え、社会全体の在り方を変えていくことが重要です。

手話言語を使う聾者の人権が聞こえる人と同じように尊重されることが大切です。音声言語を身につけた人がコミュニケーション手段として手話言語を使うことも大切なことです。手話言語のメリットを生かして、確実に豊かなコミュニケーションをすることができます。

また、聞こえる人たちにとっても、言語の一つとして手話言語を学び、聞こえない、聞こえにくい人たちと共に生きることを学ぶことは大きな意義があります。聞こえる人たちが日本語の音声言語で学び、様々な情報を得て暮らしているように、聾者は手話で学び、生活のあらゆる場面で手話を使って暮らせる社会と願っています。

手話が自由に使えれば、コミュニケーションのバリアがなくなれば、聾者はもっと社会参加しやすくなります。自分らしく生きることができます。

上程された議案第11号の第1条目的には、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、聾者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、聾者と聾者以外が共生することのできる地域共生社会を実現することを目的とするとあります。

また、第3条の基本理念には、聾者が自立した日常生活を営み、全ての市民を相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域共生社会の実現を目指すものとする。第4条には、市の責務、第5条には、市民等の役割、第6条には、手話に関する施策とあり、8条から構成されております。

以上のことを踏まえて、それぞれの立場で、この条例の必要性を理解していただき、促進していくことを求められています。そして、この地域の一員として、共に助け合い、生きていける地域共生社会を築くことが必要と考えます。

どうか多くの議員の御賛同を得られますことをお願いをして、市政クラブを代表しての賛成討論とさせていただきます。

[12番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（柳沢英希） 次に、16番、倉田利奈議員。

[16番 倉田利奈 登壇]

○16番（倉田利奈） 議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について反対いたします。

まず、この議案については、地方自治法第222条に違反している可能性が高いと私は判断しました。地方自治法第222条には、普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないと規定しています。

この規定について、大阪府地方自治振興会が発行する雑誌、大阪自治で、大阪府総務部市町村課行政グループが地方自治法第222条について、予算を伴う条例が制定されることにより、地方公共団体が支出義務を負うにもかかわらず、それを担保する財政的裏づけがなければ、地方公共団体の計画的で健全な行政運営が阻害されることから、これを防止するため、長の自己規制を目的するものと解されるとの見解を示しています。

今回の条例改正に伴う予算について、こども未来部長は本棚等の備品購入や移転費用については補正予算を考えていると答弁しています。今回の予算には、図書館機能移転先改修工事費として1,246万4,000円しか計上されておらず、全体の予算は全く分かりません。

今後幾らかかるか分からないということは、まさに地方公共団体の計画的で健全な行財政運営

が阻害されることとなります。また、地方自治法第222条について、逐条解説では、予算上の措置が的確に講ぜられる見込みとは、当該案件に伴い、必要な予算上の措置が具体的に明瞭に取られる見込みのあるということと書かれていますし、関係予算案は、同一会期中でなくてはならないとも書かれています。

また、当該条例等の成立によって必要となる経費について、必要にして十分な予算措置を言い、一部では的確とは言えないとも書かれています。

このことから、この条例を今議会に上程するのであれば、同時に、この条例によって必要とされる予算が全て明らかにされなければなりません。

よって、本件条例が地方自治法に違反することは明らかです。今回の条例案は、現在の図書館を廃止して、図書館機能をかかわら美術館といきいき広場の一部の居室やスペースに移転するというものです。

他の自治体では、図書館をホールや生涯学習施設に複合化するなど、図書館機能をそのままほかの公共施設に移転することにより複合化しております。しかし、高浜市は現在の図書館機能を3分割し、かわら美術館、いきいき広場のそれぞれの施設に機能を複合化し、現図書館は収蔵庫にするという計画です。これでは、複合化ではなく、分散化ではないでしょうか。

現在の配架図書、いわゆる本棚等に並べられる図書は約8万冊ですが、機能移転後は、現在の4分の1しか配架できなくなると考えられます。福祉文教委員会で、内藤議員が何冊図書を配置できるのか質問していますが、図書が何冊になるのかというところでございますが、今後レイアウトのほうを検討してまいりますので、今何冊ということは申し上げられませんが、当局は答弁しています。

また、現図書館は廃止され、本や郷土資料を収蔵する倉庫として利用するため、市民が利用できないこと、吉浜公民館図書室、高取ふれあいプラザ図書室が図書室という名称でありながら、美術館図書館の一部になること、また、いきいき広場やかわら美術館の駐車場を図書館の利用者が利用した場合、問題なく車を止められるのかといった質疑に対しても、近いところで駐車場のほうを検討していく、臨時駐車場で対応できるなど、市民が利用するに当たって、しっかり検討ができていないことなどなど、様々な問題に対し、市民が利用するに当たり納得できるような答弁がありませんでしたし、実際、どのような図書館となり、どのように運営されていくのか、青写真が描けません。

これまで高浜市が公共施設の複合化について、財政難を理由に進めてきましたが、今回、機能移転に伴う予算が全て計上されなければ、図書館の機能移転に際し、財政効果があるのか全く判断ができません。

以上、問題点や課題等いろいろ申し上げましたが、総合的に考えても、本当に市民のための図書館になるのか判断できませんでした。現図書館が収蔵庫となるのであれば、雨漏り対策や外壁

工事など、それなりの改修をしていかなければならないことから、現図書館を市民が利用できるようにすべきと考えます。

よって、本議案に対し反対を表明いたします。

また、この条例改正を議案として上程するのであれば、サービスポイントとなるいきいき広場、吉浜公民館及び高取ふれあいプラザの条例改正も併せて行う必要があるということを申し添えておきます。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、13番、今原ゆかり議員。

〔13番 今原ゆかり 登壇〕

○13番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正についてに対しまして、高浜市議会公明党を代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、図書館機能を移転するための議案であり、かわら美術館に機能を移転することで、美術と図書の融合の効果が期待されます。また、いきいき広場に機能移転することで、介護や障がい、教育、子育てなどの用事で訪れた方に対し、本との出会いの場を提供することができるなど、施設の複合化による波及効果が高いと考えます。

市民団体への出張座談会、フォーラムにおける参加者意見を踏まえ、議案上程したものと理解しております。広報たかはまの連載の中でも、図書館は誰のためにあるのか、人間と同じで、様々な状況に合わせて変化し、成長し続けることが図書館に求められているとの言葉も紹介されていきました。

いかに市民の皆さんに本を手にとってもらい、暮らしや活動に役立てていただくかを考えていくことが重要であると思います。機能移転によって、今まで美術館しか利用してきたことがなかった方が本を手にとるようになったり、図書館しか利用してこなかった方がミュージアムショップで買物をすることもあるでしょう。

また、いきいき広場では、乳幼児健診の待ち時間に読み聞かせボランティアの方々と触れ合う親子の姿、本を活用して、勉強や調べ物をする児童・生徒の姿を想像することができます。それぞれの施設の特性を生かし、図書を軸にした交流活動の活性化により、暮らしや生き方を支える図書館になることを期待することから、本議案に対しまして賛成いたします。

〔13番 今原ゆかり 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、8番、黒川美克議員。

〔8番 黒川美克 登壇〕

○8番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について、反対の立場から討論をいたします。

高浜市やきものの里かわら美術館は、瓦をテーマにした日本で唯一の美術館です。高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の前文では、三州瓦は古くから日本の建築において主要な役割を果たし、高浜市における発展の礎となって、地域経済の成長を支え、高浜市の伝統文化に関する理解を深めるものとして、その意義を一層高めるとともに、豊かな市民生活の実現に重要な役割を担ってきました。

私たちは、三州瓦が郷土の産業であることに誇りを持ち、三州瓦の積極的な利用に努めることにより、高浜市の窯業及び伝統文化に対する理解の増進並びに伝統技術の継承を図り、三州瓦の振興を通じた地域経済及び地域社会の活性化を推進するため、この条例を制定しますと、条例制定の趣旨に書かれています。

この高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の推進においても、土のぬくもりと創作の喜びを体感できる陶芸創作室は、瓦をテーマにした美術館の目玉施設と言えます。子供から大人まで、市内外問わず、ここでの焼き物に親しむ体験は高浜らしさの象徴と言えます。

この陶芸創作室を図書館に転用することに瓦関係者をはじめ、市民の方は本当に賛成なのでしょうか、疑問です。

さきの3月定例会の私の一般質問の中で、一番利用者の多い、しかもかわら美術館の目玉施設である陶芸創作室をなぜ廃止するのかとの質問に、こども未来部長は、1点目に、利用状況が平成9年度をピークに減少しており、特にコロナを契機に、団体グループの利用が激減しており、半日体験については、市外の方の利用が約85%を占めている。2点目は、焼成窯が30年近く経過しており、更新の必要がある。3点目として、平成14年度以降、鬼みちまつりに向けて、小学校で鬼あかりづくりが行われるようになったほか、鬼師の工房で鬼瓦製作体験の場が設けられるようになったなど、環境の変化を理由に挙げています。どれも陶芸創作室廃止ありきの答弁にしか聞こえませんでした。

本市における瓦文化の深みに目を向けて、耳を澄まして、業界関係者の声を聞いてきましたか。鬼みちまつりで展示されるランプシェードは、いぶしと釉薬があり、釉薬はかわら美術館で焼成されているものが多いとお聞きしました。業界関係者、陶芸創作室利用者、市民に対する説明も、予算づけも不十分な状態で議案を上げて、拙速に押し通そうとする姿勢に疑問を感じます。

現在の図書館は、書庫として利用するとのことですが、本条例には現在の図書館の記述がなく、このままでは普通財産になります。書庫として利用するのであれば、本来条例に記載し、行政財産とすべきではないのでしょうか。

郷土資料館も未整理の資料があるということで、会計年度任用職員が整理を進めているとのこと、市民の一般利用はさせないとのこと。これらのことも市民の方に十分説明されていません。

以上、あまりにも理解できない点が多いことから、今回の条例改正を提案されたことは時期尚

早と考えますので、市民の方に十分理解いただけるよう説明会を開催してから提案することをお願いして、反対討論といたします。

〔8番 黒川美克 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） それでは、議案第12号について、市政クラブを代表して賛成討論をいたします。

言うまでもなく、この条例は現図書館をかわら美術館といきいき広場に図書館機能を設置するための条例改正です。

まず初めに、どうして現図書館を移転するのでしょうか。建物が古くなったからでしょうか。

確かに、昭和54年に建築され、築43年もたつて劣化が進んでいますので、外壁のメンテナンス、防水工事等は必要でしょう。エアコンの調子もよくないと聞いています。LED化も進んでいませんし、トイレは多目的トイレ以外はいまだに洋式トイレもない状態です。今後も使い続けようと思えば、最低でも、これらの更新が必要になることは明白です。

参考までに、本年度、女性文化センターの空調設備を更新をしていますが、752平米で約5,000万円で落札されております。現図書館は1,707平米と、2.2倍強の広さです。単純に広さで換算できるものではありませんが、空調設備だけでも大きな予算が必要となるでしょう。

でも、必要なら予算をかけて改修し、使えばいいと思いますが、私はそうは考えていません。最初に話しましたが、図書館の移転は、建物が古くなったからとは考えていないからです。

では、なぜ賛成なのかというと、私たち市民の図書館や本に対しての関わり合い方が変わってきたと感じるからです。

現在の図書館利用者について少し整理します。令和3年3月の神谷直子議員の一般質問によると、令和元年度の利用実績ですが、学校等の団体向け図書を除いた貸出しされた冊数が約16万冊、本を借りた方が延べ3万4,683人、当然、複数借りられる方もみえますので、実人数で言えば、3,802人、ちなみに高浜市民は3,458人です。さらに驚いたのが、その中の約10%の380の方が年間貸出冊数の45%を借りているという利用実態が答弁されました。

3月16日に行われた福祉文教委員会で、自由討議を發議するに当たり、15番議員さんが、これまであまり本が好きでなかったような方でも好きになるような図書館の在り方や運営の方法が必要だと思うと発言されました。まさに、この部分が新しい図書館の在り方であると、私も賛成いたします。

しかし今回、自由討議においては、本来この部分があまり討論されなかったのは非常に残念でした。

話を戻します。もちろん、ヘビーユーザーの方も大事ですが、あまり図書館に訪れたことがな

かった方に図書に触れていただく機会を増やすことが重要であると考えますので、今回、場所としては2か所に増えること、駅にも近い、そして、図書館に行くという目的を持った方だけではなく、かわら美術館やいきいき広場にほかの用事で訪れた市民が自然な形で図書に触れ合っただけでなく、この考え方に賛成いたします。この考え方の延長線上にあることが運営方法にも当てはまると思います。

違う視点でもう1点。今回の移転で蔵書数が減るという議論があります。蔵書数ってそんなに大事なことなんでしょうか。そこは大きなまちの図書館にかなうわけはありません。

ここでもう一つ、面白い数字を紹介いたします。令和2年度の利用実績ですが、蔵書数が20万7,300冊、貸し出せない本を除いた貸出可能な蔵書数が17万8,585冊です。その中で、1年間に1回でも借りられた本が4万41冊。これには雑誌やDVDも含まれます。

どういうことかといえば、実際蔵書数のうち約22.4%しか利用されていないということです。大事なことは、蔵書総数ではなく、貸し出された4万冊をいかに増やしていくことなのではないでしょうか。

増やすといっても、新刊本を増やせば増えるでしょうが、そこも少し違うと思います。やはり図書と触れる機会を増やすことこそが重要であると考えます。インターネットの発達とともに、本との関わり合い方、そして図書館の在り方も時代の変化とともに大きく変わりました。その過程で、高浜市では、図書館の碧海5市での相互利用を平成7年4月から、平成25年からは東浦町とも相互利用を開始し、市民の図書サービスへの充実を進めてきました。

もちろん、閲覧や館内利用なら、日本全国の図書館でできるのは当たり前です。先ほどの令和元年実績ですが、碧南図書館の貸出人数の15.9%は高浜市民が利用していることから分かるように、もう既に市民の皆さんは図書館の使い分けをしています。なので、高浜市の図書館の在り方が現在の運営の強みである子供図書を中心にして考えていくというのは理解できることです。

もちろん、これらは私の理解であります。同じく自由討議の中で、図書館の具体的なイメージはと問われ、16番議員さんはこう答えました。イメージというのがそれぞれ人によって違うと思うんです。まさにそうです。図書館の在り方は、人それぞれ違いがあるのが当然です。その在り方をこの数年、議会内であり、広報での連載、そして、3回行われたフォーラムなどを通して、高浜市はこういう方向で考えていますよと当局は示されてきたと私は理解しております。

最後にもう1点、地方自治法第222条についてですが、確かに本棚や備品、本などの予算は計上されていませんが、これまでに方向性はもちろん、かわら美術館といきいき広場で使用する部屋なども示されていますので、施設改修費と、それをもって、今回私たち議会に判断を預けられたと理解しております。

この議案が可決すれば、運営詳細は、入札を経て、専門の指定業者との協議に入ると思いますので、今後の補正でしっかり審議したいと思います。

長くなりましたが、最後に、図書館にかかる費用というのはサービス対価だと考えます。よいサービスなら費用がかかるし、それなりのサービスなら、それなりの費用です。そこは財政との兼ね合いですが、現在の図書館にかかっているのが幾らだからと、そこで制限することなく考えていただき、図書館への住民サービスが充実すれば、市民への還元ですので、この点をしっかり考えていただければと思います。

次の時代の高浜市としての図書館の在り方を大いに楽しみにするとともに、多くの議員さんの賛同をお願いし、賛成討論といたします。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第19号 令和4年度高浜市一般会計予算について反対いたします。

先ほど議案第12号の反対討論でも申し上げましたが、図書館の機能移転に係る予算が全て計上されていません。図書館機能移転先工事改修費予算のみ1,246万4,000円が計上されています。この予算の内容は、照明LED化工事、床カーペット張り替え工事、インターネット回線工事、家具美装等工事費等（かわら美術館のみ）となっています。昨年度9月の全員協議会の資料を見ますと、こども発達Bの壁を防火壁に変更等で1,341万1,000円、陶芸創作室の内装改修工事費等で1,140万8,000円となっていました。そうなりますと、合計2,500万円弱の改修工事費が必要です。

今後、補正予算で本棚等の備品購入や移転費用について上げていくという答弁がありましたが、改修工事費も予算書の範囲内で収まるとは到底思えません。また、今後かかる経費について、既に必要なものが分かっているにもかかわらず、補正予算で上げていくということが理解できません。補正予算は緊急性のあるものだけにしていくべきです。

かわら美術館指定管理料が9,990万円予算計上されています。長期財政計画では、指定管理料が6,000万円が計画されていることから、この予算計上は計画を無視した予算額となります。一般質問でも申し上げましたが、計画どおり進んでいないのであれば、計画は絵に描いた餅になり、計画を時間とお金を使って作成する意味がありません。

委託料として、各グループに計上されている高浜総合サービスの職員の人件費について、来年度、会計年度任用職員として雇用するのか、高浜市総合サービスの職員として雇用するのか、検討内容について総括質疑でお聞きしましたが、回答がありませんでした。

請負として働いている方が請負の範囲を超えた働き方を行っている可能性がある場面が見られますし、会計年度任用職員制度ができたため、委託ではなく、会計年度任用職員として勤務をしていただいたほうが業務の遂行に支障を来さない場合があると考えます。ですから、雇用形態を賃金も含め、今後はしっかり検討すべきであると考えます。

いきいき号について、一昨年、令和2年9月に大きく改正されるという答弁が以前ありました

が、いまだ改正がされていません。今回の予算書を見ましても、改正をするような予算が計上されていないようです。市民に約束したことについて、当局は計画どおり行うべきです。

地方青少年問題協議会法に基づき、高浜市青少年問題協議会が高浜市青少年問題協議会設置条例により設置されています。しかし、この協議会に係る予算が計上されていません。高浜市事務分掌規程によると、文化スポーツグループの事務分掌に青少年問題協議会に関することとわかれております。

コロナ禍で大学生のアルバイト先がなくなり、それにより大学生活を続けられなくなった学生がいることは、この間、新聞でも何度も報道されています。高校を中退したり、仕事を続けられなくなったりした若者の相談に応じ対応していくことも行政の大切な役割です。そのためにも協議会を設置し、対応していただきたいと要望いたします。

令和3年4月、今年度発行の第6次高浜市総合計画アクションプランによると、来年度、吉浜北部保育園の改修工事の実施設計及び旧中央児童センター活用となっておりますが、予算計上がされていません。

また、吉浜北部保育園は、何度も言っていますが、平成31年度の公共施設推進プランでは、本年度、大規模改修が行われることになっていました。しかし、毎年計画が後ろ倒しになり、計画が進んでいません。また、旧中央児童センターも今後どのように活用するのか全く分かりません。これでは計画倒れです。特に吉浜北部保育園は危険な建物となっておりますし、トイレの悪臭など、一日も早い改修が必要であると考えます。

地域医療振興事業費として、旧刈谷豊田総合病院高浜分院、及び高浜豊田病院に係る予算が計上されています。旧分院は、現在病院として機能しておらず、建物は民間である豊田会が所有していますが、高浜市が草刈り業務委託料18万8,000円、固定資産税1,191万7,400円を負担することになっております。これらの経費は市民が到底納得できるようなものではありません。

また、高浜豊田病院に関しても、土地借地料412万1,000円、移転新築補助金2億円、利子補給補助金815万円、経営基盤強化補助金3,000万円、固定資産税2,840万6,900円を高浜市が負担する予算となっております。

移転新築費に対する利子が0.815%で計算されていますが、この利率は現在の金融情勢から見ても非常に高い利率となっております。また、旧分院に対する固定資産税補助金についても見直しを行い、協定を見直していくべきと考えます。

以上、主なものについて意見を申し上げましたが、細かいところの無駄はまだありますし、計画上、来年度行う施策については予算づけがされていないなど問題点が多くあることから、賛成できません。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました議案第19号、議案第20号、第23号、第24号の4議案につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

初めに、市長は施政方針の中で、令和4年度予算編成を未来を見据えたスタート予算と位置づけ、コロナ禍における限られた経営資源をより一層効果的、効率的に活用するとともに、各事業の必要性を検討し、未来を見据え、真に必要なものとは何かを再認識し、それを形にしていくと述べられました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその影響は依然として続いており、極めて厳しい財政状況が続くことになると予想される中、歳入歳出両面からの徹底した見直し及び経常的経費の削減に果敢にチャレンジしたことは評価いたすところであります。

次に、一般会計予算の総額は161億8,700万円で、令和2年度、平成30年度に次いで過去3番目に大きい規模となっております。

歳入では、自主財源の根幹を成す市税収入は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和3年度当初予算から回復の兆しを見せ、85億2,786万円が計上されております。また、ふるさと応援寄附金及び普通財産売払い収入についても大幅に増額されており、自主財源の確保に向けての努力がうかがえるところであります。

その一方で、地方交付税は引き続き不交付を見込み、財政調整基金をはじめとした基金からの繰入金も引き続き高い水準で推移しており、大変厳しい内容となっております。

このように限られた財源の中であっても、重点取組事業として掲げられた5事業に対し必要な予算が計上され、市長の思いが伝わる予算となっているものと高く評価いたします。

重点取組事業のうち公共施設総合管理計画の推進につながる事業では、公共施設総合管理計画改定業務委託料が予算計上されています。現状の課題に対応し、必要な情報が反映された計画により、インフラ資産も含めた公共施設の適正な維持更新と持続可能な財政運営が図られるものと考えます。

そのほか、委託料として高取幼稚園解体工事实施設業務委託料、吉浜幼稚園長寿命化改修工事实施設業務委託料などが工事請負費として、みどり学園及びいちごプラザ改修工事費、図書館機能移転先改修工事費、スポーツ施設改修工事費などが予算計上されており、公共施設総合管理計画を着実に進める予算となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業では、個別接種業務委託料などが予算計上されております。市民への追加接種を円滑に実施していただくことをお願いいたします。

また、長引く新型コロナウイルス感染症に対する事業者を支援するがんばる事業者応援事業費補助金が令和3年度に引き続き計上され、また、後期高齢者の移動手段の確保及び新型コロナウ

ウイルス感染拡大により売上げの落ち込んだ市内商店の消費喚起を図るタクシー料金の助成補助金が予算計上されております。

教育環境の向上につながる事業では、吉浜小学校緊急連絡装置整備工事費が予算計上されております。緊急時に子供たちの安全を守るための設備は必要不可欠なものであります。

安心な子育て環境につながる事業では、円滑なコミュニケーションによる保護者負担の軽減及び保育士の業務効率化を図るための総合保育システム使用料などが計上され、また、さらなる待機児童対策として、地域型保育給付費が令和3年度から拡充して予算計上されております。

最後に、ICTを活用した行政サービスの推進につながる事業では、行政手続オンライン化対応業務委託料が予算計上されており、市民の各種行政手続に係る負担軽減と業務効率化が図られるものと考えます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその影響は依然として続いており、これらの収束についてはその時期を明確に見通すことが困難な状況にあると思っておりますが、大家族たかま一丸となり、これを乗り越えていけるように全力で邁進していただきたいと思っております。

以上、議案第19号の賛成討論といたします。

次に、議案第20号 国民健康保険事業特別会計予算です。

新型コロナウイルス感染症はいまだに収束のめどが立っておらず、今後複数年にわたって影響を及ぼすことを懸念しております。国民健康保険財政では、平成30年度の制度改正以降、国の激変緩和措置、県の基金導入等により、安定運営の下、保険税の上昇を抑制し、基金を積み立てることができました。

しかし、激変緩和措置が令和5年度をめどに廃止されることが予定されており、今後、段階的な納付金の上昇による保険税の引上げも考えられます。その際、基金を有効に活用し、税率が急激に上昇することがないように努めていただくとともに、愛知県との十分な協議、連携を図り、健全な国民健康保険事業の運営を継続していただくことを要望し、議案第20号に対する賛成討論といたします。

次に、議案第23号 介護保険特別会計予算です。

介護保険は、3年を一つの計画期間として将来の給付費を見込み、保険料を決定するもので、3年間保険料を変更できないことから、計画値に対する進捗状況の把握が大切です。

年々増加する要介護者への対応や介護予防の取組など様々な課題がある中で、計画の進捗状況をしっかり把握していただいています。令和4年度の予算では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現のため、介護、そしてフレイル予防に対する各種施設が盛り込まれております。

介護保険制度自体を安定的に持続させるためにも、当局におかれては今後も計画の進捗管理を

していただき、次の第9期を見据え、課題の把握をしっかりとさせていただくことをお願い申し上げます、議案第23号の賛成討論といたします。

次に、議案第24号 後期高齢者医療特別会計予算です。

後期高齢者医療制度の保険料は広域連合が決定することになりますが、団塊の世代が順次、後期高齢者となり、被保険者や医療費の急増が見込まれる中で、令和4年度から新たな保険料率で運営されることとなります。加えて、後期高齢者医療制度の窓口負担の割合の見直しも実施されます。

世代間における負担の公平の観点も重要であると認識しておりますが、後期高齢者医療制度が安定的かつ継続的に運営されるよう、今後とも広域連合との連携を図り、健全な財政運営に向けて一層の努力を行っていただくことを要望し、議案第24号に対する賛成討論といたします。

以上のことから、議案第19号、第20号、第23号、第24号の4議案につきまして賛成をいたします。ありがとうございました。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論を行います。

ロシア、プーチン政権によるウクライナ侵略が始まって1か月になります。ロシアのウクライナ侵略に反対する署名や協働が世界に連帯して拡散し、先日名古屋では高校生がデモ行進を行いました。無差別攻撃のない、戦争の非人道性を告発する国際世論を大きくしていきたいと思えます。

2022年度の一般会計予算は161億8,700万円で、昨年比1億8,590万円増です。この増は企業の業績がよいことと給与所得者の落ち込みがなかったことということがありました。

中小零細企業などは、コロナ禍で苦しいやりくりに追われています。中小零細企業に的を絞った施策は少なく、なりわいは厳しいものになるのではないのでしょうか。その下で改善が求められる幾つかの問題点があることを指摘しなければなりません。

新たな財源確保としての施策で、大企業の法人市民税に超過課税や不均一課税の実施に踏み出さず、消極的な対応をしていることです。

今日景気低迷の中にあっても、大企業は次々と法人税減税が行われています。これが大企業の内部留保や株式配当を空前の規模に増大させる要因となっております。さらに、証券優遇税制によって所得制限もなく、株式譲渡や配当所得への税率を一律10%に軽減しています。その結果、一部の資産家は億単位で減税の恩恵を受け、所得税の実効税率は累進性を創出している状態となっています。また、1億円を超える所得の方は税率が下がることから、1億円の壁とも言われ、

改善が必要となっています。また、内部留保に税金をかけ、その分を中小企業の賃上げに回してはどうか、日本共産党は提案しています。

次に、都市計画税は7億7,921万7,000円で、固定資産税39億3,214万3,000円と合わせると47億円以上となり、重い負担となります。碧南市や西尾市など軽減しているところもあり、高浜市も見習うべきです。

歳出では、総務費のリニア中央新幹線促進期成同盟会補助金が計上されていますが、概算9億円以上もする大型公共事業であること、電気を今の新幹線の3倍も必要とすること、大深度地下工事について事故が発生していることで、必要な地質調査が行われているのか問われており、建設残土の処分計画を総点検するとともに、発生者責任を明確にするための法整備が必要です。

東海道新幹線の利用者は20年間横ばいです。今ではオンラインで東京に行かなくても仕事ができるということもあります。リニアの必要性は考えにくいことなど、脱退を求めます。

本庁舎整備事業では、修繕費は問題になりましたが、大本はリース契約であること、20年たったときどうするのか決めていないことなど、問題点は解決してはいません。

民生費で、岸田首相が昨年11月に策定した経済対策の目玉である処遇改善問題です。介護、保育、学童保育の職員の収入を3%程度、これが9,000円と言われていますが、引き上げる措置を約束していたのに、予算計上されているのは配置基準上の職員分で、多くの保育所では配置基準より多く保育士を配置しているため、実際の1人当たり額は9,000円より低くなります。高浜市は公立の保育士の賃上げについて後ろ向きな自治体となっており、重大です。コロナ対応の最前線で奮闘している保育士の賃上げが実施されるよう、自治体を動かす運動が求められます。

衛生費で、地域医療振興事業という名目で新旧病院の補助金が出ています。今後、10年間、新病院の移転新築費補助金、経営基盤強化補助金、固定資産税補助金、また分院の固定資産税、土地借地料、草刈り業務委託料など計2億8,353万円もの多額の費用を支出しようとしています。いつまでもおんぶにだっこで面倒を見る必要はありませんし、市民の理解は得られません。

教育費で、かわら美術館と図書館を統合する案件が出されました。さきにも発言しましたが、大きな問題があり、賛成はできません。

特別会計に移ります。

議案第20号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算。

国民の国保税が高過ぎるの声に押されて、未就学児の均等割を半額にする案が出されました。日本共産党は、以前から子供の均等割を減額するように主張してきましたが、ようやく未就学児、178名だそうですが、とはいえ実現は前進であります。あわせて、高浜市独自で18歳まで半額にするよう求めていきたいと思えます。

国保の所得階層別世帯数及び被保険者数が明記されている資料15を見ると、4,807世帯のうち、総所得金額のないものでは1,199世帯、24.9%の方が見えます。200万円以下の方で見ると、

計1,684世帯、35%です。国保の制度では非課税制度はなく、軽減制度ですので、このような低所得者世帯に対する施策を充実させるべきです。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引下げたことが大きく影響しています。1984年まではかかった医療費の45%までが国庫負担でありました。現在は30%台に引き下げられています。高過ぎる国保税に国費を投入し、協会けんぽ並みに引き下げるよう求めます。

議案第23号 令和4年度高浜市介護保険特別会計予算。

介護保険は、昨年8月から補足給付見直しに伴う影響が出ています。年収80万円以下の収入要件で、資産要件、単身1,000万円以下、夫婦世帯2,000万円以下の方が46人見えました。収入要件80万円超で、資産要件は、単身1,000万円、夫婦2,000万円以下であったのが、年収80万円以下、資産が単身650万円、夫婦で1,650万円が43人に、年収80万円から120万円、資産が単身550万円、夫婦で1,550万円が31人、年収120万円超で、単身500万円、夫婦で1,500万円の資産要件で80人となっています。今後入所が厳しくなったときどうするのか。国民年金では介護度3以上になっても入ることは厳しくなります。

当局は17段階で多段階制を採用していると言われますが、9段階でも1,000万円の収入要件となっているところもあり、高浜市は17段階で1,000万円以上の収入要件となっています。調整交付金は、今年は2.81%になっていますが、これは5%交付されるべきものです。

国は25%補助をしているはずでした。ところが、20%補助として入れて、あと5%は人口などで計算するとのことで、5%入ったことはありません。介護の必要な高齢者が増えてきているのです。国の負担分を増やさなければ、保険料を増やすか、サービスを下げなければやっていけません。

高浜市はトップクラスの保険料で有名です。上乘せ、横出し施策を介護保険に入れて計算しているため、保険料が高くなります。上乘せ、横出し分を福祉施策に別建てにするべきです。

令和3年度の滞納状況は303万1,250円で、133人となっています。介護保険は収入が少なくても、サービスを使うことがなくても支払いがかかってきます。こんな冷たい制度は改善すべきです。

議案第24号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算。75歳で別枠の保険料制度に全員を入れ、国の補助金などは入れずに、保険税を決めて課税する。うば捨てと批判されるほどの高齢者に冷たい制度には反対をいたします。

その上、今年の10月から窓口負担2倍化をコロナ禍で実施するのかと市民は怒っています。窓口で、これまで5,000円払ってきた人は1万円払うことになると、国民の不満は募っています。コロナで自粛自粛、こんな生活にあえいでいるときに、2倍化法案を出すのは間違っています。お年寄りには病気がちになるものです。安心して病気を治すため、元の老人保険制度へ戻すべきで

す。

企業会計に移ります。

議案第25号 令和4年度高浜市水道事業会計予算。

愛知県内の水需要が減っている中、設楽ダム建設工事が総事業2,070億円をかけて進めようとしています。無用の長物に過大な設備投資をすることは、県の水道料金値上げにつながるものが懸念されるところです。

設楽ダムは、電源開発が当初調査に入ったとき、ダムを造っても崩れるおそれがあるとすぐ調査を中止したところです。当市にとっては、県水から100%の受水をしていることから、本水道会計に与える影響が大きいと、県に対して責任受水制の見直しや、過大かつ無駄なダム建設中止を要請すべきです。

議案第26号 令和4年度高浜市下水道事業会計予算。

年々進む水質汚濁の改善は緊急を要する課題で、三河湾の水質汚濁は緊急性を要するものです。環境対策に間に合わないというのが実態です。接続地域で接続率が伸びない要因の一つに経済的な理由が挙げられます。高齢者世帯など経済的弱者に対して接続工事費の助成等、きめ細かい施策の実施を求めます。

以上で反対討論を終わります。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（柳沢英希） 以上をもって討論は終結いたしました。

ここでちょっとお諮りいたします。

12時5分を超えましたので、ここから昼休憩を取りますと1時半、13時30分再開となりますけれども、ここで暫時休憩を挟むか、日程の第1、採決まで済ませてしまうか。

日程第1まで。その後、どのみち写真と全協とありますので。

では、暫時休憩を挟んで、1時半再開という形でよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柳沢英希） それでは、暫時休憩をさせていただきます。

再開は13時30分とさせていただきます。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決をいたします。

議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第4号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第5号 高浜市消防団条例の一部改正について、総務建設委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について、総務建設委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について、総務建設委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、福祉文教委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第10号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について、福祉文教委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号 高浜市手話言語条例の制定について、福祉文教委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第12号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の全部改正について、福祉文教委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第19号 令和4年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第22号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号 令和4年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第24号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第25号 令和4年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第26号 令和4年度高浜市下水道事業会計予算について、予算特別委員会委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（柳沢英希） 日程第2 決議案第1号 ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

[10番 杉浦辰夫 登壇]

○10番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、決議案第1号 ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、決議案の案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議案。

ロシア軍は2月24日、ウクライナに侵攻した。

これは、ウクライナの主権と領土の明確な侵害であり、国連憲章の原則に反するとともに、世界の平和を求める努力を踏みにじる行為であり、国際秩序に対する深刻な脅威であるとする。

また、核の威力を背景に使用を示唆したことは、大変に遺憾である。

国際間の法秩序と対話による世界平和の実現を希求し、政府においては、国際社会とも連携し、あらゆる外交努力によって、ロシアのウクライナからの無条件即時撤退と原状回復に全力を尽くすことを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月24日。

高浜市議会。

以上であります。全議員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

[10番 杉浦辰夫 降壇]

○議長（柳沢英希） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（柳沢英希） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

決議案第1号 ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（柳沢英希） 日程第3 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて調査・研究・検討されております今後の議会及び議員の在り方等につきまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

議会改革特別委員会委員長、北川広人議員。

11番、北川広人議員。

[議会改革特別委員長 北川広人 登壇]

○議会改革特別委員長（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の中間報告をさせていただきます。

去る12月の定例会においても中間報告をさせていただきましたが、それ以降、2度開催されましたので、2回の委員会についての報告となります。

去る令和4年2月28日と3月15日に、委員全員と議長、副議長を含め、議会改革特別委員会を開催いたしました。

2月28日の委員会では、今後の議会改革特別委員会で取り上げるテーマとして、市政クラブさんから提案された総括質疑での通告制導入については、他市の導入状況など議会事務局より資料を提出いただきました。

西三河9市では、刈谷市、安城市、豊田市、西尾市、知立市、みよし市が導入されているとのことでした。また、高浜市民の会さんからは、常任委員会のライブ中継と映像配信を行う、各派会議及び全員協議会の会議録をホームページに掲載する、乳児・幼児を連れた傍聴希望者の受入れを可能にする、議長、副議長は会派離脱をするが提案されました。事前に各派の考え方を事務局に提出していただいておりますので、議会改革のテーマとして取り上げるかどうかを採決す

ることといたしました。

総括質疑での通告制導入については挙手多数で、議会改革特別委員会でテーマとして取り上げ、議論を進めていくことに決定いたしました。また、常任委員会のライブ中継と映像配信を行う、各派会議及び全員協議会の会議録をホームページに掲載する、乳児・幼児を連れた傍聴希望者の受入れを可能にする、議長、副議長は会派離脱をするについては、それぞれ挙手少数でテーマとしては取り上げないと決定いたしました。

次に、新たなテーマとして市政クラブさんから、貸与タブレット以外に私物のパソコン等を議場に持込み可能にするが提案され、共産党さんから、予算・決算特別委員会の付託議案を各常任委員会に振り分けるが提案されました。次回には、新たなテーマに取り上げるかどうかを決定することとなりました。

次に、3月15日の委員会では、前回新たに提案された貸与タブレット以外に私物のパソコン等を議場に持込み可能にすると、予算・決算特別委員会の付託議案を各常任委員会に振り分けるについて補足説明をしていただき、各委員から御意見をいただきました。意見をまとめた結果、タブレットの使用に対する課題の共有化と解決についてをテーマとすることに挙手全員で、決定いたしました。また、予算・決算特別委員会の付託議案を各常任委員会に振り分けるについては、各委員から御意見をいただきまして、意見をまとめた結果、常任委員会・特別委員会などの在り方についてとし、挙手全員でテーマとすることに決定いたしました。

次に、総括質疑での通告制導入についてであります。

市政クラブさんからは、通告形式や質疑の回数、質疑順の確定など検討課題があるが、質疑に対する的確な答弁を引き出す、質疑の意図を理解しての当局答弁につながる、総括質疑での重複的な質疑を防ぐ、タブレットでの資料確認がしやすくなるなどメリットとしてあり、進めるべきという意見でありました。

公明党さんからは、メリットとして重複質疑を避けることができることから賛成。また、総括質疑はあくまで大綱的な質疑であって、個別詳細な質疑は常任委員会、予算・決算特別委員会に託すべきとの御意見でした。

共産党さんからは、当局はどのような質疑であっても答弁する準備をしている。通告以外の質疑ができなければ、議員の発言を制約することになることから導入に反対との意見でした。

青政さんからは、現行どおりでいいとの意見でした。

高志クラブさんからは、答弁の精度が向上して質疑応答が明確になることから賛成との意見でした。

新政会さんからは、現行で問題ないとの御意見でした。

高浜市民の会さんからは、自由な議論を制限することにつながり、議員の権利を放棄することになると考える。上程議案についてしか質疑はできないので、通告制は必要ない。当局がしっか

り答弁できるようにしていただければよい。明確な答弁がほしい議員は、担当に通告すればいいので反対との意見でした。

清風会さんからは、通告することにより、当局が議員の不明な点を事前に理解でき、明瞭な答弁につながることから、賛成との意見でした。

他市議会の運用なども研究して、さらに議論をしていくこととなりました。

以上が、議会改革特別委員会の中間報告であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がございますので、御覧ください。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終わらせていただきます。

〔議会改革特別委員長 北川広人 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいまの議会改革特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

○議長（柳沢英希） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

ここで、副市長及び企画部長より発言を求められておりますので、順次発言を許可いたします。

初めに、副市長。

〔副市長 神谷坂敏 登壇〕

○副市長（神谷坂敏） この議場が変わりまして、最初で最後の登壇になりますので、記憶にとどめておきたいなというふうに思います。

議長のお許しをいただきましたので、退任の御挨拶をさせていただきたいと存じます。

まずもって御案内のとおり、この3月末をもって2期目の任期を満了し、退任の運びとなりました。その間、議員各位をはじめとする多くの皆様の御協力、御支援のたまものと深く感謝を申し上げます。

さて、8年前の議場での就任の挨拶のときに、確か自治大学校の教授の公務員生活をマラソンに例えたお話をさせていただいたと思います。自治大学校は、マラソンで言うところの折り返し地点にある給水所で、前半戦は皆さん順調に走ってこられたが、後半戦は山あり谷ありの非常に厳しい道りになるので、この給水所でしっかり英気を養って、後半戦に向けてしっかり走って、皆さん最善のゴールを目指してほしいというものでありました。

まさに、私、40歳前半の頃の間中点、そして副市長になったときが、そのゴールに向かってのラストスパートのときということで申し上げたものであります。

副市長を拝命して数年後に住民投票を経験して、そのときに感じたことは、一般職はマラソンというよりもチームで走る、終わりのない駅伝競技みたいなもの。選手がうまく走れなくても、チームの中の誰かがたすきをつないでくれる。一方、市長さんをはじめとする特別職は、どちら

かという個人競技に近いマラソンに近くて、うまく走れなければ途中棄権で、たすきはつけているものの、自分のチームのメンバーにたすきを渡すことができないことがあるということ。これは市民の皆さんに損害を与えることにならないか、このように考え、私自身も一生懸命、自分の信じた道を走って、たすきをつなげていこうと決心したことを思い出します。

話は変わって最近、退任のための部屋の掃除をしておりましたら、10年以上前の部長職の頃に作成をした公共施設のあり方計画の私案が出てまいりました。作成した記憶はございましたが、中身はすっかり忘れておりましたので、興味深く見てみたら、幼稚園、保育園、こども園のように、ほぼ予定どおり進んだものもあれば、今回の図書館や体育センターの跡地活用のように、コロナの影響や予算的な制約もあって若干遅れているようなもの、また農業センターのように、制度の壁が高くて明確な活用方法がないと、今すぐに進めることが難しいようなもの、いろいろ出てまいりました。

その中で、やはり評価として一番高いかなと思ったのが、青少年ホームの跡地活用事業であります。当時、南中学校の生徒さんがクラブ活動でテニスコートを使っているということで、そこは残していくという方針の中で、建物は取り壊して土地を売却していくという方向であっても、テニスコートまでの道があるということになる。そうすると、あまり有効な土地活用ができないということで、それならば稗田川の堤防道路からテニスコートにアクセスできるかなというようなことが書かれておりました。この方法については、実は後日、地中埋設物の排出をするときにその方法を活用したわけですが、結果的に民間事業者から引き合いがあって、現状は今のとおりであります。民間活用の重要性和高浜小学校等整備事業と時期を合わせることができて、非常によかったなというふうに感じております。

また、庁舎の整備事業では、市民の皆さんに公共施設の床面積の総量圧縮をお願いしていく以上、庁舎についても、将来的なICT等の活用によって、できる限りコンパクトにしていくという方針の中で、図面上では承知をしておりましてし、GOも出しておったんですが、施設が完成をして初めて市長室、副市長室を見たときは、正直申し上げてびっくりでありました。内覧会に参加をされた議員経験者の方から、こんなじゃ、いい案が浮かばんぞというような御提言もありましたが、今となつては、市長さんとも協議がしやすいし、より集中力が高まる部屋になっていると思っております。

最後になりますが、私案の中には病院に関する記述は一切ございませんでした。

一つ、関連することになった中央公民館は、高浜小学校体育館整備後、市民センターホールのみ取壊しが可能か要確認ということが書かれておりました。病院について、その移転先を町なかにこだわったのは、日本総研の藻谷先生から、これまでの病院は土地の確保の観点から郊外に求めてきたが、これからの超高齢化社会、核家族化社会を考えると、できる限り町なかに戻すべき、できれば、駅前がベストという御提言によるものでありましたが、そうであったとしても、残す

ことができないかもしれないということが何度かございました。

最後は、吉岡市長の御英断によって移転をさせることができました。今、コロナを経験して、より一層残せてよかったなというふうに感じているところであります。

このように吉岡市長、議員各位、議場の中にいる管理職をはじめとする全ての職員の御尽力と市民の皆様のお支え、御協力、それと加えて先人たちのたゆまぬ努力があつて、高浜市の今があり、そして私の今日もあると思っています。

同じチームの深谷選手に無事かどうか分かりませんが、たすきを渡せることにつきまして、重ねて深く感謝を申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

〔副市長 神谷坂敏 降壇〕

○議長（柳沢英希） 次に、企画部長。

〔企画部長 深谷直弘 登壇〕

○企画部長（深谷直弘） このような挨拶の機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、3月の定例会の初日におきまして選任の同意をいただき、新年度4月1日から副市長として責務を全うすることになりました。今、改めてその責務の重さをひしひしと感じているところでございます。

私、もとより微力でございますが、これまで市の職員として行政に携わってまいりました。様々な経験や知識をしっかりと生かして、市長を補佐し、本市の目指す次期高浜市の総合計画の新たな都市像でございます「人と想いがつなぐつながるしあわせなまち大家族たかはま」、これを目指して、職員のみならず心と力を合わせて精いっぱい努力をしまっている所存でございます。

議員の皆様、そして市民の皆様の御支え、御協力を賜りますように心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、就任に向けての挨拶といたします。ありがとうございました。

〔企画部長 深谷直弘 降壇〕

○議長（柳沢英希） 市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和4年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月28日から本日24日までの25日間にわたり提案をさせていただきました同意2件、議案24件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案どおり御同意、あるいは御可決を賜り、誠にありがとうございました。報告2件につきましても、お聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しまして、今後の執行の参考とさせていただきます。と思います。

さて、皆様御承知のとおり、現在ウクライナでは、ロシアからの侵攻による惨禍に見舞われており、貴い生命や財産が失われております。亡くなられたウクライナ国民の方々に対し、心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々及び祖国を追われ、避難を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

加えて本日、ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議を議会において決議をされたこと、これを尊重し、支持し、市といたしましても、国際秩序と世界平和の実現のために努めてまいりたいと思います。

また、平成26年から今日まで長きにわたり、様々な場面で私を支え、大変大きな役割を果たしていただきました神谷副市長が今回退任ということでございます。先ほど御挨拶もいただきましたが、本日が最後の議会となりました。私の心の中には大きな穴が開いたなど、そんな思いがしております。これはきっと、新任の深谷新副市長さんがそこに落ちないように、しっかりと埋めていっていただけるのではないかなと、そう思っております。

神谷副市長におかれましては、こども未来部長として公立保育園2園の民営化、保育サービスの拡充、子育て環境の整備に多くの実績を上げられました。市民映画「タカハマ物語」の製作では、子供若者の成長支援、世代を超えた交流、町の自慢の再発見、郷土への愛着心の醸成に大変寄与していただきました。

そして、副市長としてお務めをいただきまして8年間は、高齢化が進展する中で、病診連携の受皿となり、市内で唯一の病床を持つ高浜豊田病院の移転に取り組みられ、本市における地域医療の確保に御尽力をいただいたところであります。

この間、議会の皆様をはじめ、市民の皆様方から神谷副市長にお寄せいただきました御支援、御厚情に対しまして、私からも厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（柳沢英希） これをもって令和4年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る2月28日の開会以来、本日までの25日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては終始御熱心に御審議をいただき誠にありがとうございました。

会期中における議員各位の格別なる御協力に対し深く感謝申し上げます。

そして、副市長として2期8年にわたり、高浜市進展のために御尽力をいただきました神谷副市長におかれましては、その功績に敬意を表するとともに、議会を代表し、心から感謝申し上げます。また、新たに副市長に就任されます深谷部長におかれましては、市民、そして職員の信頼に

応え、持てる才覚を余すことなく発揮をし、吉岡市長を支え、市政の発展に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様、そして行政職員の皆様におかれましても、今後とも市民生活の安定と福祉の向上、さらなる市政進展のために、引き続き一層の御尽力をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 2 時 1 分閉会
